

日本共産党の民主集中制に関する批判的考察

小松敏弘*

Critical Consideration for the Democratic Centralism of the Japanese Communist Party

by

Toshihiro KOMATSU

(Received: October 2, 2023, Accepted: January 21, 2024)

Abstract

The Japanese Communist Party expelled two senior party members in early 2023, not because they expressed dissent, but because they attacked the Communist Party from the outside. More than 30 years after the fall of the Berlin Wall, the Japanese Communist Party still adheres to the organizational principle of democratic centralism. It must be said that the understanding of Western democracy is poor. More than 40 years ago, there was a dispute between Mr. Tetsuzo Fuwa, the Japanese Communist Party cadres and Mr. Fukuji Taguchi, who introduced Eurocommunism and Neo-Marxism to Japan, and Mr. Taguchi was severely criticized by Mr. Fuwa. Through this dispute, the criticism of two senior party members for the democratic centralism and the view on security of the Communist Party, I want to explore the Communist Party image that there should be, the socialism image that there should be.

Key Words : Japanese Communist Party, Democratic centralism, Party leader election, National security

1. はじめに

2023年2月、3月、日本共産党の古参党员2名が、党から除名処分を受けた。両者とも、「党首公選制」を提唱し、除名処分となった。2月の松竹伸幸氏への除名について、日本共産党党首の志位和夫委員長は、「赤旗の論説に尽きる」と明言した。同党の小池晃書記局長は、「異論を述べたから処分した、というわけではまったくない。異論があるからではなく、その異論を、ある意味では、突然、外から攻撃するという形でやってきた」からだとして強弁した。党の内側からの批判と外側からの批判に差はないように筆者には思えるが、共産党の「党内に分派・派閥をつくらない」という民主集中制の組織原則に反するというのが除名の理由である。この除名処分に違和感を持たれた国民、および共産党のシンパは多いことと思う。「民主主義と平和」を主張する政党にしては、不可解な処分であるという印象を与えている。

松竹氏は『シン・日本共産党宣言』を2023年1月に出版し⁽¹⁾、党首公選と自身が立候補することを宣言し、あるべき共産党の政策像も提唱している。3月に除名さ

れた鈴木元氏は『志位和夫委員長への手紙』を⁽²⁾、同じく同年1月に出版し、低迷する日本共産党の新生を願って、志位氏の辞任、党首公選制の導入、ならびにあるべき政策像について力説している。

また以前には、日本を代表するマルクス主義政治学者も容赦なく、共産党から批判の矢面に立たされた。田口富久治名古屋大学教授(当時)である。1960年代から70年代のユーロコミュニズムおよびネオ・マルクス主義を日本に紹介した人物である。

本稿では、松竹氏の著書、鈴木氏の著書、田口氏と不破哲三共産党書記局長(当時)の論争を通して、民主集中制の問題点と、あるべき社会主義像、あるべき政策像について検討したいと考えている。

2. 松竹伸幸『シン・日本共産党宣言』(文藝春秋)

松竹氏は、一橋大学在学中に日本共産党に入党し、半世紀近く共産党员として歩んでこられた。共産党本部では政策委員会の安保外交部長の役職に就いていたが、志位委員長との意見の相違から、2006年に退職し、京都のかもがわ出版で編集主幹となった人物である。

*文理融合学部経営学科教授

(1) 野党共闘には現実的な安全保障政策と党首公選を松竹氏によれば、野党共闘成立の鍵は、他の野党が懸念している安保・防衛政策に共産党がどういう態度をとるかにある。ロシアがウクライナをミサイルで破壊する様を連日見せつけられている日本国民は「外交努力でなんとかなる」という従来型の安保・防衛論では納得しない。野党共闘を主導できるような安保・防衛論を打ち出すことが共産党に求められている。そして何より共産党が党首公選することが必要となる⁽³⁾。松竹氏は党規約第3条を紹介する。「党は党員の自発的意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、次のとおりである。(一) 党の意思決定は、民主的な議論を尽くし、最終的には多数決で決める。(二) 決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は、国民にたいする公党としての責任である。(三) すべての指導機関は、選挙によってつくられる。(四) 党内に派閥・分派はつukらない。(五) 意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならない。」松竹氏によれば、一見常識的なもののようにみえるが、「党内に派閥・分派をつukらない」という規定は、かなり厳格に運用されている。共産党のなかで、他の部局と連絡をとるだけで、分派とみなされる⁽⁴⁾。

(2) 安保、防衛問題、自衛隊について

野党連合政権の大きな障害になっているのが、安保、防衛問題、自衛隊についてである。1994年第20回党大会のときに、「侵略されたらどうするのか」に対する回答として、「警察力や自主的自警組織」で対処するのが基本だとなっていた。松竹氏は、「自主的自警組織」は、戦前唱えられた「住民による竹槍国防論」のようなものだという感想を述べている⁽⁵⁾。2000年の第22回党大会では、「自衛隊活用論」が決まったが、党内では評判が良くなかった、と同氏は言う⁽⁶⁾。

2005年春、松竹氏が党の月刊誌に載せた論文をめぐって、志位氏と衝突した。志位氏は安保条約下では、自衛隊反対が党の基本的スタンスだと。松竹氏は安保条約の有無にかかわらず、自衛隊を使うのは当然だと反論し、議論は平行線となり、党本部を退職することになったとのことである⁽⁷⁾。

その後、松竹氏はかもがわ出版に再就職し、「自衛隊を活かす会」を結成し、事務局長になった。一方、志位氏は2015年に、新安保法制廃止を前提としたうえで野党連合政権では、日本有事の際は、自衛隊の出動を認めるだけでなく、安保条約第5条の発動もOKであるという趣旨の発言をしている、と松竹氏はいう。つまり新安保法制には反対であるが、安保条約については、共産党が認めたことを意味するとのことである⁽⁸⁾。2005年

の松竹氏の意見に志位氏が接近したことになるといえよう。

しかし、松竹氏の安全保障観は、自民党政府の安全保障観とは、異なる部分がある。それが「核抑止抜き」の専守防衛である。松竹氏によれば、アメリカの核抑止に頼らず、通常兵器による抑止にとどめる政策である⁽⁹⁾。非核三原則に、「使わせない」を追加したうえで、専守防衛と合体させる⁽¹⁰⁾。ウクライナの戦いも「核抑止抜き」の専守防衛に徹している⁽¹¹⁾。松竹氏は言う。「核抑止抜きの専守防衛に徹する覚悟を持つしかない。アメリカに頼るという姿勢では、日本自身は・・・いざという時を迎えてあたふたしかねない⁽¹²⁾。」日本の安全保障の最大の懸念である尖閣についての松竹氏の考えはこうである。「日本は尖閣を自分で守る、アメリカが助けに来なくても守る、そんな姿勢で臨むべきだ。中国の本土にある出撃基地まで叩くことはせず、それをアメリカの力(核も含め)に頼るのでもなく、日本自身が尖閣の周辺から中国軍を追い出すことに徹するべきである。その結果、ウクライナ戦争のように、尖閣を奪われたり取り返したりを繰り返す消耗戦のようになるだろう。しかし、そこで我慢ができずに、中国本土の敵基地攻撃までしてしまつては・・・日本本土が攻撃を受けることになる。・・・本土が攻撃されない戦略こそが合理的である。・・・日本は自力で戦うことを基本とすべきである⁽¹³⁾。」岸田政権の敵基地攻撃論は採用しないことが、筆者にはここから読み取れる。有事となつても、本土攻撃、沖縄本島攻撃がないように、敵基地攻撃をせず、尖閣諸島奪取の攻防戦に限定したほうがよいというのは、日本の被害を最小限にする意味においては必要なことであろうと筆者にも思える。但し、ヨーロッパ左翼の研究者ですら、一国で防衛できる時代ではないと述べている。やはりアメリカの協力が不可欠であろうと筆者は考える。もっとも、松竹氏も日本が一国で尖閣で踏ん張っている間に、アメリカの停戦提案を期待できるし、アメリカも軍事面で助けてくれるかもしれないことには、期待しているようである⁽¹⁴⁾。

(3) 人間の顔をした資本主義を

松竹氏によれば、日本共産党は社会主義を放棄していないが、「資本主義の枠内で可能な民主的改革」を考えている。日本の企業は技術革新をはかつて、企業の成長を目指すことには無関心で、アベノミクスでは、賃金を上げるといふ政策は掛け声倒れに終わった。必要なのは人への投資であつて、そうすれば賃金が上がる。お金はある。企業の内部留保金は世界一である。甘利明氏が述べている。企業は「下請けをたたき続け、賃金を上げないデフレ経営」を続けた。この指摘を受けて、松竹氏は、賃上げによる経済成長によって、税収が増え、年金や社会保

障も充実したものになると提言している⁽¹⁵⁾。日本は「人間の顔をした資本主義」をめざし、収益性の確保を何よりも優先する資本主義の原理に改革を加えるべきだと、松竹氏は再度力説する⁽¹⁶⁾。

日本共産党という党名については、松竹氏によれば、「ソ連の崩壊や中国の実態は、共産党という党名を使うことを困難にしている⁽¹⁷⁾。」「共同党」「共生党」なども有力な選択肢である⁽¹⁸⁾。

「人間の顔をした資本主義」は、プラハの春の「人間の顔をした社会主義」からとっているのであろうと筆者には思える。「人道主義的な資本主義」をということであろう。日本共産党は企業の内部留保金への課税をと提案しているが、これは企業の抵抗にあって実現は困難であろう。むしろ内部留保金を人への投資、設備投資にあててもらって、経済成長による税収の伸びを、社会保障に回す方が良いであろうと筆者には思える。松竹氏の提言には賛成できる。党名については、変更した方がよく、東欧の共産党が89年の市民革命後、「社会民主党」「社会党」に変更した。社会民主主義を目指す以上、この二つのどちらかであると筆者は思うが、日本には、すでに「社会民主党」「社会党」という党名を使用している政党があり、これとは差異化を行う必要がある。党名を変更しても、「旧共産党」と呼ばれるだけなので、変更すべきではないという見解もあるが、社会民主党的なものへの変更が必要であろうと筆者には思える。

3. 鈴木元『志位和夫委員長への手紙』(かもがわ出版)

鈴木元氏は、日本共産党の立命館大学学生党委員長を経て、同京都北地区委員会・府委員会常任委員、立命館総長理事長室長などを歴任し、京都府内最大規模の共産党単位後援会の会長を務めていた人物である。

(1) 安全保障政策に関する覚悟を

日本共産党の政策のなかで、現実的ではなく、将来の他の野党との連合政権の結成の際にネックになるのが、安全保障政策であると考えられる。鈴木氏は同書のなかで、「安全保障に関する覚悟を決めた議論を」と提唱している。鈴木氏によれば、この問題に関する共産党の主張が変遷している。1994年の党大会では「自衛隊の解散を要求する」とともに、急迫不正の主権侵害にさいしては、警察力や自主的自衛組織など憲法9条と矛盾しない自衛措置をとることが基本であるとしたが、自主的自衛組織の具体的内容は明らかにしていない。1997年の大会では「段階的に自衛隊を解消していく」とした。2000年の大会では、急迫不正の主権侵害、大規模な災害など、自衛隊を国民のために「活用する」とした。200

4年の大会では憲法9条擁護が前面に提示された。同書の鈴木氏の記述であるが、2004年6月、党とは別に、「9条の会」の結成が呼び掛けられ、全国に組織化されていったが、多くの共産党員もこの組織で活動した。2022年2月のウクライナへのロシアの侵略を受けて、同年4月、志位委員長は、急迫不正の侵害に対しては自衛隊を活用すると明言した。「9条の会」の運動によって、共産党員の大部分は「活用論」を十分に認知していない。2022年5月、志位委員長は共産党が入った連合政権ができれば、自衛隊は合憲であると述べ、党員、9条の会の関係者の驚きと批判を招いた。活用論、合憲論は、共産党員や支持者の足を止め、他党に票を奪われた。一方で、2022年の参議院選挙中の演説においては、志位委員長、共産党幹部は平和外交一辺倒の演説に終始した⁽¹⁹⁾。

以上から、共産党委員長および党幹部は、安全保障に関しては、年々現実的な路線に傾いていったことが筆者には推察できる。しかし、共産党員、同党支持者は憲法9条擁護の絶対平和主義の立場の人が多く、「活用論」を十分に認識させていないのは、委員長、党幹部の二枚舌が影響していると鈴木氏は言いたいのであろうと推察できる。

鈴木氏は、現在の厳しい安全保障環境のなかで、「侵略する危険より、侵略される危険が急浮上」と述べている。「日本がアメリカと一緒に戦争に出かける危険よりも、中国やロシアが日本に侵略してくる危険が現実的になったので、自衛隊を「非核・専守防衛を原則とする国防軍に改組することを憲法上明記する」ということは一つの論として成り立つ、という⁽²⁰⁾。志位委員長・党指導者の皆さんは、中国やロシアが攻めてきたときに「自衛隊を活用する」程度のことで済むと思っているのか。鈴木氏は続ける。中国は尖閣諸島が台湾のものであり中国のものであると言っている。中国はGDPで日本の4.5倍、軍人数は自衛隊の26万人に対して中国は200万人いる。その中国が台湾(尖閣)武力統一に動いたとき、「自衛隊を活用する」程度で済む問題ではないことは明白である。日米安保条約第5条を想定しなければいけない。自衛隊を活用するということは米軍の活動と一体であることは明白である。「アメリカが行う戦争に日本が巻き込まれる危険より、今や中国が台湾、沖縄を攻める危険の方がずっと現実的な危険となっている。」「中国の侵略的軍事行動に対して、警察・海上保安庁だけで止めることは不可能。」「中国軍200万人に対して自衛隊26万人という現実を考えれば、日米安保条約に基づく米軍の出動ぬきに中国軍の行動に対応できない。」「したがって、純軍事論的にいえば、政権に就こうとする限り、安容認・米軍の出動要請、自衛隊合憲・活用の立場に立たざ

る」を得ない。現実をリアルにみて考えればそうなる。

「志位委員長・貴方は政権に入れば云々の小手先ではなく党大会を開催し、こうした見地を明確に述べて、党员にも国民にも提案・明記しなければならない」ことになる⁽²¹⁾、と鈴木氏は力説する。

このような現実主義者が日本共産党员のなかでいたことは驚きであるが、2012年尖閣の国有化以降、中国公船の度を越した執拗な領海侵入、台湾に対する軍事的威圧、香港に対する言論の封殺などの国家資本主義国家で権威主義国家である中国のファッション化をリアルに見ると現実主義的な安全保障観にならざるを得ないと考えたのだと筆者は思う。一方で憲法9条の存在が、日本がアメリカが起こす戦争に辛うじて巻き込まれなくて済んだという面もあったことも事実であろう。そのような効用・役割が憲法9条にはあった。アメリカと一緒に、戦わない軍隊であることが自衛隊はできたということだ、と筆者は考える。志位委員長をはじめ日本共産党の幹部は、二枚舌を使用しつつも、多少は現実主義的な安全保障観に変わってきているようにも筆者には見える。本音は自衛隊の段階的縮小、日米安保の廃止であるが、現実的思考もせざるを得ないと志位委員長も共産党幹部も考えているのであろう。ネオ・マルクス主義という軍隊の二面性の認識に日本共産党も近づいてきたのかもしれない。それでも、本音と建て前を分けるのではなく、もっと現実的な安全保障観に徹して、党员を説得するべきだというのが鈴木氏の主張である。但し、鈴木氏も認めているようにみえるが、一般共産党员がどれだけこの主張についてこられるかは未知数である。

鈴木氏によれば、軍事面以外でも考える必要があるという。中国に軍事行動を起こさせないようにするには、ロシアのウクライナ侵略を失敗させることである。そうすれば中国もロシアも他国への侵略に慎重にならざるを得ない。共産党はロシアのウクライナ侵略反対の大衆運動に力をいれるべきである⁽²²⁾。中国はロシアと違って経済大国であるので、中国が戦争行為を行った場合、国際的連携で中国への資源・資源供給を止めることになる警告を行うことは効果がある、と鈴木氏はいう⁽²³⁾。

ロシアのウクライナ侵略が早期に成功していれば、中国の台湾への軍事侵攻の可能性が高まったであろうと筆者も推察する。ロシアのウクライナ侵略が失敗に終われば、鈴木氏の示唆の通り、武力統一も辞さないとした習近平の野望は打ち砕かれることにつながるかもしれない。ロシアのクリミア半島併合以降、約9年間にわたる欧米の経済制裁をロシアは持ちこたえてきた。経済制裁の効果は決して高いものではないが、今のうちから中国に進出した日本の企業は経済的リスク分散、ウイグル人

への強制労働が指摘されている以上、企業の社会的責任の観点からも日本企業の中国からの撤収も、今のうちから進めておく必要があるだろうと、筆者は考える。国際的連携で中国への資源・資源供給を止めることになる警告という鈴木氏の見解は、一理あると言える。

(2) 多数決制と党首公選を

鈴木氏によれば、日本共産党では、議案の採決が満場一致であり、役員選挙では候補者がおらず、地区委員会が推薦した人だけが候補者名簿に出され信任されている。第8回党大会以来、「満場一致」が常態化している。中央委員会が提起する方針に賛成する人でなければ地区党会議、県党会議において、党大会の代議員として選ばれる可能性はない。日本共産党はコミンテルン・レーニン型の職業革命家中心の党の伝統を引き継いでいる。中央委員会総会、県党会議、地区党会議において満場一致が定着してしまっている⁽²⁴⁾。

鈴木氏は続ける。1961年の第8回党大会で宮本顕治氏の権威が圧倒的なものとなり、以降委員長選挙は事実上行われず、中央委員会で「信任投票的な委員長選挙」（投票もなく拍手での確認）となっていった。それは県委員会でも地区委員会でも同様である。中央委員長、県委員長、地区委員長も選挙で選ばれなくなった⁽²⁵⁾。

鈴木氏は言う。宮本氏の誤りは、不破氏と志位氏を後継指名したことである。およそ近代的政党とは言い難い「個人独裁」的党運営である。不破・志位両名は選挙で選ばれたのではないので、後継指名した宮本議長に忠誠を尽くすことが任務となった。宮本議長は党员数を増やし、「赤旗」読者を増やした功勞で絶大な権力を握っていた⁽²⁶⁾。

鈴木氏は党規約に関して、次のように述べる。党規約3条は、民主集中制を組織の原則とする。その基本は次の通りである。(1) 党の意思決定は、民主的な議論をつくり、最終的には多数決で決める。(3) すべての指導機関は、選挙によってつくられる。つまり「多数決制」と「選挙」は規約で定められている。志位委員長はこの規約の精神を実行してこなかった責任がある。一方で、第5条において「党の内部問題は、党内で解決する」という規定がある。この「党の内部問題」が何をさすか規定されていないため、この規定は恣意的に使われる危険性がある。公党の党首の去就は党内問題ではなく、社会的政治問題である。共産党の志位氏の在任期間は23年と長すぎる上、選挙で負け続けている。辞めないのはおかしいというのは、党内問題ではない⁽²⁷⁾。

さらに続けて鈴木氏は言う。他党の党首は選挙の敗北の責任を取って、辞任し、その後全党員参加の選挙が行われているところが多い。志位委員長は、「わが党は方針が間違っていなければ、辞任するという方針はない」と

いう。総選挙で議席を大幅に減らしても、辞任する必要はないというのは、国民的常識とは異なる、と鈴木氏は批判する。共産党は主権在民の民主主義社会にあって、党首を全党员参加の選挙で選ばず、宮本氏以来の後継者指名で歴代の党首を引き継いできた。共産党が国民の目から見て異質性を感じられる要因であると、痛烈に鈴木氏は批判する⁽²⁸⁾。

2022年8月24日の「赤旗」に、「日本社会の根本的変革をめざす革命政党にふさわしい幹部政策とは何か」という論文が党建設委員会の名前で出された。鈴木氏によれば、そのなかに、党首を全党员選挙で選ぶという方針は取らない。全党员参加の選挙で選べば分派が生まれ、党の不団結、分裂が生まれるということが記載されている。これは支離滅裂な論の展開である。この「政策」が出たということは、委員長は全党员参加の選挙をすべきであり、志位委員長は党勢後退の責任を取って辞めるべきであるという意見が相当多数提示されていることの裏返しである、と鈴木氏はみる⁽²⁹⁾。

ソ連型の国家社会主義では、共産党は前衛政党であり、党が社会、ひいては国民を指導することになっている。共産党のなかでは上位の党指導部が指導することになっており、分派の組織化を禁止している。この禁止によって、ある大きな目標を共通のものとする前提での多様な意見が封殺されることにつながり、西欧的価値の否定にもつながりかねない、と筆者も考える。民主主義は、国民のための政治と国民による政治の二つから成り立つが、国民のための政治であれば、国民による政治、この場合は一般党员全員による党運営はいらないということになりかねない、ということであろうと筆者には思える。

(3) あまりにも多くの知識人を切り捨てて来たことに真摯な反省を

鈴木氏によれば、グローバル化のもとで、世界的に格差、貧困、気候変動、コロナという問題が発生している。核使用もありうるというもとのロシアのウクライナへの侵略戦争の継続、中国の台湾への武力侵攻の可能性もある程度高まってきている。このような状況であるので、従来の共産党の方針では対応できなくなっている⁽³⁰⁾。「これらを打開する方針を、小さくなり」多彩な理論家も居なくなった共産党指導部だけで打ち出せないことは明白であり、「日本の知識人に対してとった過去の誤った言動に真摯な反省の態度を示すべき」である、と鈴木氏は言う⁽³¹⁾。

① 藤井一行氏の問題

この問題を鈴木氏は取り上げている。藤井氏は、1978年9月『民主集中制と党内民主主義』（青木書店）という本を出版した。分派の禁止や党员の自由な意見表明を

認めていないことは、スターリン時代になってからであり、レーニンの時代は必ずしもそうではなかった。そして現在の日本共産党がとっている党運営の在り方を改革するべきであるとの趣旨の見解を同書で示した。これに対して不破哲三氏が批判を強めた⁽³²⁾。

② 田口富久治氏の問題

鈴木氏によれば、田口氏は1976年雑誌『世界』7月号に、「先進国革命とその国家体制」という論文を発表して以来、2年余り、民主集中制について批判的論述を行った。これに対して、不破氏は『前衛』などで繰り返し批判した。田口氏の論は、共産党が民主集中制を採用したまま政権の中心に座れば独裁的傾向を強めるもので、そうした危険を防ぐためには党運営の民主化を図っておかなければならない、というものであった。これに対して不破氏は、「反動勢力の民主集中制攻撃に呼応したものだ」と批判した⁽³³⁾。また田口氏は藤井氏と同様に、スターリン時代に問題があり、レーニン時代は分派があり正しかったと述べた⁽³⁴⁾。

鈴木氏は続けて紹介する。田口氏は当時ヨーロッパの共産党や学者の意見を引用し、それが日本共産党の意見より優れているかのような論述を行ったが、それを不破氏はヨーロッパ事大主義と批判した。さらに不破氏は、田口氏が説く「多元的社会主義」に対して、「科学的社会主義であるマルクス主義の真理性を相対化するものであり」「解党主義、複数前衛党に行きつくものである」と批判した⁽³⁵⁾。

鈴木氏によれば、田口氏は藤井氏と同様に、「レーニンは正しい」という文脈にいたために、レーニン擁護論者であった不破氏への批判の鋭さが欠けるものになっていた。それでは、鈴木氏自身のレーニン評価はどのようなものであろうか。農民から暴力的に農作物を徴収し、反抗する農民を強制収容所に入れたのはレーニンであった。秘密警察を作ったのもレーニンであった。スターリンを書記長に推薦したのもレーニンであった。スターリン独裁体制の大きな原因となったのがレーニンであった⁽³⁶⁾。

鈴木氏によれば、不破氏による田口氏の多元的社会主義批判は、不破氏自身がいうように三つの柱から成る。一つは、田口氏は多元主義の名において相対主義に陥っている。「解党主義、複数前衛党主義に陥る危険を持っている」と批判。二つは、「階級闘争無視の牧歌的社会主義である」「反動勢力の攻撃に呼応するものである」と批判。三つは、田口氏は、社会主義社会における反対派・野党は、与党である共産党の独裁を抑えることが第一義であると言うが、「共産党が独裁化すると偏見に基づくものである」と不破氏は批判⁽³⁷⁾。

鈴木氏は、さらに論を進め、レーニンの「分派禁止」の

措置後、党内外での異論の展開や党内での横の連絡も禁止した。レーニン流の民主集中制は、コミンテルンでも採用され、その支部として結成された日本共産党にも持ち込まれた。田口、不破論争から40年余りが経ち、共産党は「一国一前衛党」を事実上放棄した。田口氏が主張した「多元的社会主義」は、「解党主義・複数前衛党に陥る誤りである」と批判したことは間違いであったと不破氏は認めなければならない。不破氏は、2000年の第22回党大会で、「前衛党規定を外し、先進的役割を果たす」とした。「中央委員会と県委員会、地区委員会は上下関係ではなく役割分担である」と修正した。不破氏による田口批判は何であったのかが問われる⁽³⁸⁾。このように、鈴木氏は述べる。

鈴木氏は言う。社会主義を目指す統一戦線で、一党・共産党だけが前衛など成り立たないし、そのようなことを主張すれば統一戦線は成立しない。日本共産党の党規約には、何が分派活動かは明記されていない。共産党は規約に何が除名等にあたる行為か規定されていない。その時々恣意的に運用されている⁽³⁹⁾。

③ 加藤哲郎氏の問題

鈴木氏によれば、加藤氏は、1989年の東欧の市民革命後、旧共産党は、従来の民主集中制を改め、政策グループの存在の容認、党内外での自由な討論を採用していることを紹介し、日本共産党もそのような方向で改革すべきと批判した。また加藤氏は、宮本議長が自主独立のルーマニアの独裁者のチャウシェスクと「共同声明」を出したことを批判した。これに対して、宮本議長は加藤氏に対して、田口氏・藤井氏とともに、「反共攻撃に射落された」と批判した⁽⁴⁰⁾。

鈴木氏は言う。イタリア、フランス、スペインの共産党は、70年代前半頃には、「分派禁止規定の削除」「党内外での政策・理論の発表の自由」「民主集中制についての再検討」を打ち出していた。不破氏は宮本議長の意をくみ、ユーロ Kommunismus の見解を日本に紹介しようとした藤井・田口・加藤への批判を行った。「しかし今では藤井・田口・加藤の言い分が基本的に正しかったことは明確」である⁽⁴¹⁾。

この時期に日本共産党が、ユーロ Kommunismus が提起し、藤井・田口・加藤氏らが提案した通り、コミンテルン・レーニン型の党から脱皮し、先進国における社会変革を進める党として、政策グループの容認と多数決制の定着、党内外での自由な討議、民主集中制についての再検討を進め、党首を全党員で選出する等を開始していたら、共産党は相当変わっていたと、鈴木氏は述べている⁽⁴²⁾。共産党の国会議員数も党員数も低迷している現在の困難な状況には陥っていなかったであろうと筆者も

推察する。

筆者も、レーニンの暴力的、非民主的要素が、スターリン主義に大きな影響を与えたと考えている。レーニンが1917年にKGBの前身である秘密警察のチェーカーを作り、その後、このチェーカーと赤軍を使用して他の政党を破壊して、ロシア共産党一党独裁制を構築した。1923年には最初の強制収容所をソロフキーに造った。農村から強引に農作物を調達し、農村部での飢饉の大きな要因をつくった。1921年に、分派の禁止によって、党内民主主義が衰退した。以上のような負の部分が、1924年に成立したスターリン政権のその後の恐怖政治を拡大させる要因になった、と筆者も考えている。レーニンのいう分派の禁止、それによる鉄の規律、下位機関の上位機関への従属という民主集中制の考え方が、日本共産党に受け継がれているといえる。田口氏らのユーロ Kommunismus の紹介、ネオ・マルクス主義（ミリバンド等の提唱した現代に合ったマルクス主義）の紹介に、もっと日本共産党が耳を傾けていれば、その後の日本政治、経済、社会が違った展開になったかもしれないと、筆者も推察している。

④ 丸山眞男氏の問題

鈴木氏によれば、日本共産党が批判したマルクス主義政治学者以外には、丸山眞男がいる。1994年1月宮本議長は赤旗で、丸山眞男が約40年前の1956年3月発行の『思想』（岩波書店）に書いた小さな論文「戦争責任の落とし穴」について批判した。その後、不破氏、志位氏による批判が赤旗に掲載された。丸山氏の論文は前半で戦争責任は天皇と軍部にあることを明確にした上で、国民の責任についても考える必要があると提起した。後半で戦争を阻止できなかったことについて共産党には結果責任としての「戦争責任」があるだろうと記した⁽⁴³⁾。

鈴木氏は共産党に戦争責任があるという言い方には同意できない。しかし、鈴木氏によれば、共産党の丸山への批判の仕方には問題がある。東大助手として安全な場所において関わらなかった人が、共産党に責任があるというのは許せないとの批判。しかし、丸山は政府批判の論文を執筆し、二等兵として召集され、上官よりリンチを受け、最後は広島で被爆している。その人を人格否定も含めて共産党が攻撃したことは納得できるものではない、と鈴木氏は言う⁽⁴⁴⁾。

(4) 日本共産党の新生のための改革提案

それでは鈴木氏の共産党改革提案を見ていこう。鈴木氏は、共産党は「マルクス流共産主義を目標から外し、社会改革を願う人々との共同に努める」べきだという。鈴木氏によれば、「不破流のマルクス解釈だけではなく、多様な変革の理論があり得る⁽⁴⁵⁾。」まずは「北政型福祉国

家」＋「南欧型協同組合運動」を追求すべきではないかと提案する。国家の再配分機能の強化、所得、住宅、教育、医療、福祉、労働時間削減など生活の質の改善を進めることが必要である。また共同組合、従業員の持ち株会社、国民自身が労働と経営を管理する運営が大切である。北欧では高等教育まで無料化されているところが多い⁽⁴⁶⁾。

政党制については、次のように鈴木氏は述べる。アメリカ、イギリスを除く先進国の大半では、連合政権となっている⁽⁴⁷⁾。現在の日本の自公連立政権では、公明党が参加することによって、「自民党の暴走を食い止めている」との印象を国民に与えている。将来、この自公政権に代わる連立も、また野党連合のなかでも共産党が「左右に多少色合いの異なる政策集団を許容する複合的な党でなければならない」という思いを強くしている⁽⁴⁸⁾。

日本共産党の党首については、鈴木氏は、自由と民主主義をと公約している党が、自らの党首さえ選挙で選ばないというのでは、国民から信頼を得るのは難しい⁽⁴⁹⁾。党首の公選制をと鈴木氏は強調する。

大衆運動の在り方については、鈴木氏は次のように述べる。労働組合の運動に過剰な期待を寄せるより、各種市民運動の発展と組織化に努めるべきである。共産党自身が前衛党概念ではなく、共産党の先進的役割を果たすと規定しなおしたが、国民の多様な要求を共産党一党で吸い上げることはできない。共産党は市民運動にもっと力を入れるべきである⁽⁵⁰⁾。

党名についての鈴木氏の見解は次のようである。党名を変更しても旧共産党と書かれるが、中国共産党については良くないことが報道されるので、革新共同党に変更した方がよい⁽⁵¹⁾。

以上、鈴木氏の見解を受けて、筆者は、社会主義というより社会民主主義でよく、資本主義による資本主義の超克でよいのだと思う。幸福度に関する調査では常に上位に位置する北欧の資本主義を日本は参考にしたほうがよいと筆者も考える。アメリカ、イギリスの二大政党制でも、国民のための政治が実現することはあるが、それ以外の大半の先進国は連合政権で穏健な多党制を採用している。その方がさらに国民のための政治が実現できると考える。その連立政権の一角を日本共産党は担えばよいのでは、と筆者も考える。格差是正、育児支援、教育の無償化の範囲の拡大、働き方改革の推進、賃金の上昇、従業員の株主化、従業員の経営への参画など個別の問題の解決を図っていく、但し、西欧の、特に北欧の民主主義の前提には、国際競争力強化による経済成長、それと自国の安全保障の強化（地理的にソ連、現在のロシアに近いことが大きな要因）があることも忘れてはいけないであろう。

4. 不破氏の田口理論への批判

日本共産党の不破哲三氏は、1979年1月に『前衛』で、「科学的社会主義か『多元主義』か」というタイトルで、田口富久治理論を痛烈に批判している。不破氏によれば、最近論壇で、発達した資本主義国での革命という特殊性を理由に、前衛党における民主集中制の規律の必要を否認したり、その弱体化を求めたりする議論がある。前衛党を弱体化させる解党主義的傾向を合理化する議論に帰着する。このような議論の傾向の一つに、田口富久治氏の『前衛党組織論』あるいは『先進国革命論』がある⁽⁵²⁾。不破氏はこう指摘する。「田口氏の研究が、残念ながら・・・反動反共勢力の日本共産党攻撃に触発されたものであり、内容的にもそれに誘引された研究となっている⁽⁵³⁾。」さらに続けて、「日本共産党が民主集中制の原則を捨て、組織の体質を変えない限り、自由と民主主義はホンモノでないといつて論難する・・・反共派の論調と、驚くほどの接近をみせている⁽⁵⁴⁾。」

不破氏は次のようにも断言する。「革命に勝利したのちの社会で共産党が非常に大きな地位をしめるにいたった場合、国定哲学の否定、市民的政治的自由の保障、複数政党制や政権交代制の承認などでは『党の独裁』防止に十分ではないとして、党の独裁化を防止するために、何が必要か—それを探求することが、田口理論をつらぬく導きの糸となっている⁽⁵⁵⁾。」ここから、不破氏は、「前衛党の弱体化を正当化し理論づけるという・・・分散主義的、解党主義的理論が導きだされることは、ほとんど自明」だと批判する⁽⁵⁶⁾。

さらに、不破氏によれば、「田口氏は、社会主義体制下の思想・言論の自由の保障、国家公認のイデオロギーの否定、複数政党制の承認などに『価値多元主義』という意義づけをあたえることによって、科学的社会主義の世界観の真理性や科学的社会主義の党の前衛的役割をあいまいにする非科学的な相対主義に、事実上門戸を開いてしまったのである⁽⁵⁷⁾。」続けて、この「価値多元主義」の更なる問題点として、「階級闘争を忘れた牧歌的な社会主義論」になっていると不破氏は論難する⁽⁵⁸⁾。反動的諸潮流の存在も、それとの階級闘争の必然性も、全く視野の外においている、と不破氏は論断する⁽⁵⁹⁾。

不破氏は田口氏を「西ヨーロッパ崇拜の事大主義」と批判する。西ヨーロッパ、とくにイタリア共産党を「先進国革命路線」の母国にみたと、その見解や路線を「先進国革命」の普遍的路線のように取り扱う対外事大主義—西ヨーロッパ崇拜というべき事大主義が、いっそう極端な形態をとっている⁽⁶⁰⁾。

また田口理論は、共産党の今日の民主集中制そのもの

を、スターリン主義的の制度として否定し去ろうとしていると、不破氏は非難し、かつ田口氏の場合には階級闘争論が欠落しているとも論難している⁽⁶¹⁾。

不破氏の言う科学的社会主義がどのようなものなのかが、筆者には判然としないが、新しいマルクス主義を理解しない伝統的マルクス主義のようにもみえる。田口氏の場合は、ユーロコミュニズムのなかに、「人間の顔をした社会主義」の姿をみているのであろう。市民的、政治的自由を保障した社会主義を問うているように筆者には思える。牧歌的な階級闘争観だと不破氏は批判するが、田口氏は、現代の先進資本主義国に合った階級闘争観はどうあるべきかを問うているのであろう、と筆者には思える。

それでは、この不破氏の論難に対する田口氏の反論を次にみていこう。

5. 田口氏的不破氏への反論

田口氏は『前衛』誌上で、1979年9月に、「多元的社会主義と前衛党組織論」というタイトルで、不破氏の批判に答えている。

田口氏によれば、不破氏は、田口氏の研究が「残念ながら・・・主観的意図がどうであれ、科学的社会主義とその事業を擁護し正しく発展させる立場からの前衛党研究ではなく、経過的にみても反動反共勢力の日本共産党攻撃に触発されたものであり、内容的にもそれに誘引された研究になっている」と断定している。これに対し、不破氏の批判は、学問的批判としては著しく不適切であると田口氏は反論する⁽⁶²⁾。

ユーロコミュニズムの構想については、不破氏が「賛成なのか反対なのか、氏の論文全体を読んでもはっきりしない」と、その不明瞭さを田口氏は指摘する⁽⁶³⁾。田口氏が提唱する「多元的社会主義」については、不破氏は「科学的社会主義」ではないと断定しているが、不破氏が『科学的社会主義とはなにか』ということについて、なんらの論証を示すことなく、自明のこととして前提して、議論をすすめている」こと不明瞭さを、田口氏は断罪する⁽⁶⁴⁾。

共産党が政権に参加した場合の国民の懸念について全く説明していないことを、田口氏は問題視している。田口氏によれば、「将来の共産党の参加する政権・・・のあり方や、それとの関連で党組織のあり方について、疑問や疑惑が存在しているという事実が直視され、重視される必要がある。・・・それを紋切り型の反論で切り返すだけではなく・・・事態の科学的究明を行うこと」が大事である⁽⁶⁵⁾。

また田口氏は「多元主義」を、「集権化されたデモスの権力の不可誤謬性の信仰にたいする権力制限的原理という意味で——より具体的には、国家機構の諸部門間における権力分立制や複数政党制として・・・使用している」として、不破氏は、「このような意味での将来の政治・社会体制への『リベラル』な諸価値や原理の導入・・・を否定するのであろうか」と田口氏は疑問を提示している⁽⁶⁶⁾。

田口氏は、「ユーロコミュニズムは、『多元主義』によって、自らをマルクス・レーニン主義的伝統の教典化された諸前提から区別する固有の理論を持つにいたったのだ」と主張していることは興味深いという⁽⁶⁷⁾。

不破論文は田口氏の複数主義を批判している。それに対する田口氏の反論の前に、不破氏の指摘をここでみておく。田口氏の、実際にはユーロコミュニズム諸党の理論家たちやプラハの春の理論家たちの共有する「多元主義的社会主義」観について、科学的社会主義の根本をふみはずし、階級闘争を忘れた牧歌的な社会主義論であり、「複数主義」の絶対化だと批判するものになっている⁽⁶⁸⁾。そしてこの「複数主義」は「複数前衛党」に傾斜しているとしている⁽⁶⁹⁾。これに対し、田口氏は、グラムシに関する著作のあるグルッピの発言を引用しながら、労働者階級のヘゲモニーを共同で担う共産党、その他の社会主義的ないし労働者党、労働組合その他の労働者階級の大衆組織の相互関係いかんという問題があり、「知的・道徳的改革」の主役として、共産党だけではなく、政治勢力・文化勢力の全体が措定されているという⁽⁷⁰⁾。さらに、グルッピが言うように、イタリアでは、労働者階級のヘゲモニーは、共産党にのみ委ねられるのではなく、スペイン共産党の書記長のカリリョも、共産党は前衛党ではあるが、もはや労働者階級、勤労者、文化の諸勢力の唯一の代表ではない、と述べていることを、田口氏は紹介し、不破氏はこのようなグルッピ、カリリョの考え方をどう評価しているのか、と痛烈に批判している⁽⁷¹⁾。

「一つの、それも唯一の『正しい』マルクス主義しか存在せず、それは共産党に体现されるのである」という単純な言い方は、もはや存在しないと、田口氏は断言している⁽⁷²⁾。

不破氏は、田口氏が複数前衛党にまで傾斜していると批判していることについては、田口氏は複数前衛党という言葉は使用していないと反論している。但し、この件については、指導の分有、「ヘゲモニー分派」との関係の問題であると指摘している⁽⁷³⁾。

不破氏の「階級闘争を忘れた牧歌的な社会主義論」だという批判については、田口氏は、階級闘争についてはきちんと論じていると反論している。

田口—不破論争時は、日本共産党は党勢の拡大期であ

り、同党は、まだ伝統的なマルクス主義にこだわっていればよかったのであろう、と筆者には思える。しかし、1970年代は、新しい社会運動が国内でも現れていた時期でもある。それから40年以上経った現在、日本共産党の議席は伸び悩み、かつ国内では様々なNGOが活躍しており、伝統的マルクス主義に拘泥している状況ではないであろう。「科学的社会主義」が何であるか、明示されていないが、これは「伝統的マルクス主義」「教典化されたマルクス・レーニン主義」に近似しているように筆者には思える。

プラハの春は、「人間の顔をした社会主義」を求める運動の理論であり、個人の自由（市民・政治的自由）を保障した社会主義を求めるものである。ユーロコミュニズムは民主集中制廃止や分派の禁止の廃止を求めるものである、と筆者は考える。これらのプラハの社会主義再生運動の理論やユーロコミュニズム諸党の理論である「多元主義的社会主義」を是として、これらを、特にユーロコミュニズムを田口氏は積極的に日本に紹介している。またミリバンドやプーランツァスなどのネオ・マルクス主義も積極的に紹介している。これらは、日本のマルクス主義研究、社会主義研究に新風を吹き込むものであり、そこから日本のマルクス主義者、社会主義者は学ぶべきことが多かったはずである、と筆者は考える。逆に、田口氏の紹介を激しく徹底的に批判し、拒絶するということは、日本共産党が、個人的自由（市民・政治的自由）を尊重しない「一元的」で教典化されたレーニン主義的伝統の「一元的社会主義」の政党であることを示しているように受け取られかねないと筆者には思える。

6. 田口氏の『丸山眞男とマルクスのはざままで』

田口氏は日本におけるマルクス主義政治学確立の第一人者であり、日本共産党員でもあった。しかし、不破氏と上述のように、論争を展開したが、自己批判に追い込まれた。その後、1994年に日本共産党より丸山眞男への徹底的批判展開があったことを受けて、自ら共産党を離党する。

田口氏はマルクス主義政治学者であるが、丸山氏の影響を受けたことにより、「一元的社会主義」ではなく、「多元的社会主義」を採用することになったのだと筆者は推察する。田口氏は『丸山眞男とマルクスのはざままで』を、2005年に出版したが⁽⁷⁴⁾、マルクスと丸山の間を揺れ動きつつも、丸山政治学の影響により、ユーロコミュニズム、ネオ・マルクス主義を積極的に受容できたのだと筆者は推察する。

田口氏は丸山門下生ではないが、東大法学部の助手時

代に、一年下の学生とともに、丸山氏の演習への参加を許された。すでにマルクス主義の立場に田口氏はあったが、自己の思想と行動をつきあわせ、反省するための不動の道標が丸山政治学であった、と田口氏は述べている⁽⁷⁵⁾。田口氏は丸山氏の直弟子ではなかったが、丸山ゼミの「不正規隊の一員をもって自らを任じて」いたとのことである⁽⁷⁶⁾。

丸山氏の『現代政治の思想と行動』のなかで、次の一節があることを田口氏は紹介している。「多様性は・・・真理にとっては永遠の前提である。マルクス主義がいかに大きな真理性と歴史的意義をもっているにしても、それは人類の到達した最後の世界観ではない。やがてそれは思想史の一定の段階のなかにそれにふさわしい座をしめるようになる⁽⁷⁷⁾。」また田口氏は次のように述べている。丸山「先生にとっては高校・学生時代に耐えがたい屈辱感を味わされた戦前日本の特高警察だけではなく、戦後左翼に見られた『思想検事』もまた、もっとも忌むべき存在で、かつ軽蔑の対象でもあった⁽⁷⁸⁾。」

マルクス以外には、このような丸山政治学を田口氏は道標としており、マルクス主義でも教条的な一元的なマルクス主義には違和感を感じていたのであろうと、筆者には思える。

田口氏は、マルクス・レーニン主義でいうところのレーニン主義については、「権力掌握後のレーニンの農民政策・・・などは、政治的には正当化されえないのではないかと、そしてまたレーニン死後確立され拡大されていったスターリンの専制政治とテロリズムは、レーニン時代にその芽を持ち、その延長線上に位置づけられるのではないかと、という疑念をもつようになっている⁽⁷⁹⁾。」

レーニンは農村から強引に農作物を調達し、飢饉の要因をつくっている。ソロフキーに、最初の強制収容所を造ったのもレーニンである。政治警察のチェーカーをつくり、暴力によって共産党一党独裁制を構築したのもレーニンであると筆者は考える。田口氏が言われるように、「スターリンの専制政治とテロリズムは、レーニン時代にその芽を持ち、その延長線上に位置づけられるのではないかと、という疑念を」持たれたのは至極当然のことと筆者も推察する。

田口氏は言う。「私は、丸山からマルクス主義の政治論や国家論を相対化する視点を」学んだ。「丸山のマルクス主義批判は、私が自分のマルクス主義を批判的に内省する重要な契機」となった⁽⁸⁰⁾。マルクス主義政治学や国家論を相対化し、批判的に内省する視点、契機としての丸山政治学の田口氏にとっての意義は大きかったといえる。と筆者は考える。

共産党の民主集中制という組織原則への疑義を田口氏

は提起したが、これを契機として『前衛』誌上で、田口—不破論争が発生する。現在、ソ連、東欧の共産党政権崩壊後、「先進資本主義諸国において、この組織原則を堅持しつつ、かつ生きながらえている共産党は日本共産党とポルトガル共産党の二つ」になっており、「この論争には歴史的には一つの決着がついている」と田口氏は述べている⁽⁸¹⁾。現在、このように、民主集中制の組織原則を堅持している共産党の数が少なくなっていることから、民主集中制という組織原則の問題性が露呈したということであると筆者も考える。

1956年に丸山眞男氏が『思想』に書いた「戦争責任論の盲点」を、28年も経った1994年の日本共産党大会で「突然」取り上げ、丸山を「口を極めて非難し、罵倒したことが決定的な契機」となり⁽⁸²⁾、田口氏は日本型 Kommunismus と決別した。

田口氏によれば、「丸山が日本共産党との関係において、おそらく一貫して『反共』の立場に立つことなく・・・宮本委員長をはじめとする当時のこのような日本共産党側の丸山誹謗を認めることは断じてできないと考え、この党との関係を断ち」切った⁽⁸³⁾。

田口氏は、マルクスと丸山のはざまで、揺れ動いているというよりも、マルクス主義政治学の立場にたちつつも、絶対的なものととられがちなマルクス主義を相対化する視点を、丸山から学び、教条的ではない、一元的ではない人道的なマルクス主義を提示したのだと考えられる。民主集中制の廃止、分派など多様な意見の党内での存在の肯定を求める個人的自由を尊重した「多元的社会主義」を提示したのだと、筆者は考える。

それでは、田口氏の安全保障観はどうであろうか。ユーロ Kommunismus のイタリア共産党は NATO を容認したが、田口氏は日米安保、自衛隊についてはどのように考えているのだろうか。

田口氏によれば、「これからの三年(05年から07年)の間に、憲法改正問題、より端的には憲法前文と第九条第二項の改廃が日本政治の中心論点として浮上してくることが現下の情勢において確実」である。「丸山のこの論文やこれと関連する諸論文、そして『戦後民主主義の虚妄に賭ける』といいきった丸山の決意をわれわれがどう継承して、戦後民主主義の核心をどう擁護していくのか、これがわれわれの今日的課題である」と考える。続けて「私個人としては自分の残された知と力のすべてをこのたたかいに捧げたいと決意して」いる⁽⁸⁴⁾。

ユーロ Kommunismus では、イタリア共産党が NATO を容認したが、田口氏は憲法9条を擁護する護憲派の立場であると筆者には思える。憲法9条擁護という点では、田口氏、丸山氏、日本共産党は共通の立場にあると筆者

は推論する。

7. あるべき社会像と共産党像

これまでの議論を踏まえて、あるべき社会像と共産党像についての私見を述べることにする。

共産党が各国の唯一の前衛党であり、指導的役割を果たすという考え方についてである。20世紀前半の政治学者のロンドン大学教授のラスキは、ネオ・マルクス主義者のミリバンドの師であり、ミリバンドのネオ・マルクス主義に影響を与えた人物である。ラスキはイギリス共産党を党内民主制がなく、常にソビエト共産党の指示に従って行動しているということで、同党を痛烈に批判している。ラスキは労働党の全国執行委員長にもなり、労働党への思い入れが強い。ミリバンドもイギリス共産党には党内民主制はないということで、労働党への期待が強い。共産党以外の政党が、資本主義社会からより望ましい社会へ移行する際に大きな役割を果たすことを、ラスキもネオ・マルクス主義者のミリバンドも認めているということであろう。ミリバンドはユーロ Kommunismus のイタリア、スペイン共産党への評価は高い。共産党であっても、自由な討論と党内民主制がなければ変革の主体足りえないということを示唆している⁽⁸⁵⁾。

不破委員長も、2000年に、前衛党規定を外し、先進的役割を果たすと述べ、一国一前衛党概念を放棄したようにみえる。しかし、今回2名の古参党員の除名処分から明らかなように、日本共産党はいまだ民主集中制を堅持し、分派の禁止を堅持し、党内に多彩な政策集団を容認しない、および党内外との意見の交流を認めない政党であることが判明した。

野党の統一戦線における他党との協力連携がないと日本で共産党が政権の一翼を担うことは不可能である。共産党が唯一の前衛政党であり、指導的役割を果たすということであれば、この協力連携にひびが入ることになる。鈴木氏が述べているように、それでは、統一戦線は成立しないことになる。

不破氏が徹底的に批判した複数前衛党論であるが、統一戦線の成功のためにも、複数前衛党論でよいのではないかと筆者には思える。村岡氏によれば、「(部分的前衛性)の認識にもとづく(複数前衛党論)は、・・・自らの有限性をしっかりと自覚し、他者もまたある前衛性を体現していると認めるがゆえに、自己絶対化に陥ることなく、他者の実践と認識からも謙虚に学ぶことができる。・・・統一戦線の形成において・・・互いに他者を部分的前衛性を体現するものと認識しあう」ことができ

る⁽⁸⁶⁾。

目指す社会は社会主義ではなく、社会民主主義でよいであろう。資本主義における「資本主義の超克」であるとミリバンドは示唆している⁽⁸⁷⁾。この社会に至るにはいろいろな段階がある。ミリバンドは先進資本主義国家には二面性があり、支配階級の利益の擁護者としての機能だけではなく、その階級支配を緩和させる機能を有しているとみている⁽⁸⁸⁾。このような緩和機能にみられる資本主義国家の経済権力からの相対的自律性は、ネオ・マルクス主義の中心概念である⁽⁸⁹⁾。したがって、先進資本主義国家の政治権力、政治エリートでも、改革に向けた民衆的圧力を受けた場合には、緩和機能の顕現を、ある程度、期待することができると思われる。

真正の保守政党であっても、保守的な頑迷な政治家であっても、緩和機能の顕現が期待できないわけではない。ミリバンドは、次のように述べている。「いかに反動的であれ、どんな政治家も今や単純なる『保守派』ではない。・・・国家権力を掌握している人々を、貧困・貧民窟・失業・不適切な教育・不十分な福祉・社会的欲求不満・その他彼等の社会を悩ませている多くの不幸に全く無関心な人々だと描いてみても取るに足らぬことだろう⁽⁹⁰⁾。」なお、ミリバンドは田口氏が日本への紹介に熱心であったネオ・マルクス主義者である。

ミリバンドと同様に著名なネオ・マルクス主義者であるプーランツァスは、国家の相対的自律性は、二党制レジームを伴った執行部優位の場合よりも、多党制レジームを伴う立法部優位の場合の方が、あるいはさらに、多党制レジームを伴った執行部優位の場合の方が重要性を持ち得る、という⁽⁹¹⁾。つまり穏健な多党制の場合の方が、国家の相対的自律性が高まり、国民のための政治が顕現しやすいということである。幸福度の高い西欧の自由民主主義国家では、穏健な多党制を取っている場合が多い。日本共産党が将来、連立政権の一翼を担い、穏健な多党制となる場合には、指導の分有、複数前衛党制の採用が前提となる必要があるだろうと筆者は考える。なお、プーランツァスも田口氏が日本への紹介に熱心であった。

階級闘争についてである。大衆運動の在り方について、鈴木氏は、労働組合の運動に過剰な期待を寄せるより、各種市民運動の発展と組織化に努めるべきで、共産党は市民運動にもっと力を入れるべきである、と述べていた。ネオ・マルクス主義者のミリバンドは、この点については、社会民主主義政党と、「労働者階級のみならず、それを越えた広範囲の人民大衆の運動」との連結に、期待を寄せていた。各種社会運動、市民運動への期待である⁽⁹²⁾。

資本主義の範囲内で、個々の重要政策を確実に推進していくべきであると考え。適正な賃金（一人当たりG

DPを上げる）、貧富の格差の是正、女性の活躍、働き方改革の進展、労働者の持ち株化、経営への参画などである。日本はこの30年間、GDPが横ばいで、国民の平均年収が上がらない状態が続いてきた。「定常状態」経済が望ましいと言われるが、さすがに「失われた30年間」は異常である。大企業は自社内で賃上げもせず、下請け企業を抑え込んで、内部留保金を溜め込んできた。この内部留保金を活用して、かつ銀行からも一定程度借り受けをして、設備投資や人材投資にあて、経済成長を起し、賃上げと税収増に努めることが必要ではないかと筆者は考える。少子化対策や社会保障の財源増にもつながると考えられる。松竹氏が、賃上げによる経済成長によって、税収が増え、年金や社会保障も充実したものになると提言したことは、望ましいことであると筆者は考える。

労働者の持ち株化についてである。この持ち株化の推進は、労働者に対する搾取の度合いを下げることにつながる。経営への労働者の参画については、アメリカでも、スウェーデンでも、スペインでも一部実施されており、日本が導入すべき重要な課題であると筆者は考える。鈴木氏は「南欧型協同組合運動」の追求と言われている。

1960年の安保改定、70年の安保更新の際に、日本はアメリカが起こす戦争に巻き込まれるのではという懸念が相当にあった。アメリカのイラク戦争の際に、アメリカは有志連合の結成を呼び掛け、いくつかの東欧諸国も参加せざるを得ず、死傷者の発生など犠牲を強いられることになった。しかし、日本は憲法9条があることにより、結果的にアメリカが起こす戦争に巻き込まれない状態が続いているといえよう。これは憲法9条の効用である。

ネオ・マルクス主義者のミリバンドは、資本主義国家における軍隊の二面性について言及している。軍隊は資本主義社会秩序を維持するための強制機関であるが、逆に既存社会秩序を改革する方向で機能することもあると、ミリバンドは示唆している⁽⁹³⁾。資本主義国家における軍隊についてもプラスの面があるということであろう。

日本の自衛隊については、日本の防衛、および災害救助・復旧にプラスの面を見出すことができよう。日本の防衛は本来の自衛隊の任務である。外国からの侵略が仮にあれば、国民の生命と財産を守る任務を遂行することになる。しかし、戦争の拡大によって、国民の生命と財産を逆に守れなくなることも想定される。戦争が拡大しないように、戦争の地域を特定の場所に限定することは必要であろう。尖閣奪取という不穏な動きを中国は示しているが、急迫不正の主権侵害の場合は、戦争を尖閣に限定する。尖閣攻防戦に限定するということである。松竹氏は、我慢ができずに、中国本土の敵基地攻撃までして

しまつては、日本本土が攻撃を受けることになる、ということ、敵基地攻撃には批判的である。場所の限定には一理あるかもしれない。自衛の戦争が国民の生命と財産に多大な被害をもたらさないようにしなければならない。なお、存在場所が特定されない移動可能なミサイルディフェンスシステムは必要であろう。

松竹氏は、日本は一国で尖閣で踏ん張ることと述べているが、「グローバルな社会民主政」「コスモポリタン・デモクラシー」を提唱したロンドン大学教授であったデヴィッド・ヘルドは、「今や、安全保障は集団的で多国間型の問題となりつつある」という⁽⁹⁴⁾。「安全保障の課題と脅威は・・・国家のみによって、あるいは小規模な同盟によっては十分に管理されえないことも明らかになった」と述べている⁽⁹⁵⁾。但し、松竹氏も、日本が一国で踏ん張っている間に、アメリカが軍事面で助けてくれるかもしれないと期待しているようである。一国での意志の強さは必要であるが、やはり安全保障は多国間型でないと対応できないということであろう。

『日本共産党の100年』を書いた佐藤 優氏によれば、「これまで共産党は、憲法9条擁護を強調する『平和の党』の顔を強調していた。しかし、綱領上は以前から『国防の党』の顔も併せ持っていた⁽⁹⁶⁾。」「ウクライナ戦争勃発後の日本世論を考慮して、自衛隊活用論を強調するようになった⁽⁹⁷⁾。」しかし、「共産党は大きく舵を切った。『正しい戦争』があるという論に踏み込んだ」とすら佐藤氏は述べる⁽⁹⁸⁾。本音は憲法9条擁護の絶対平和主義の立場であるが、安全保障環境の厳しい状況から、建前では、公党である以上、「国防の党」を前面に出さざるを得ないということであろうと、筆者にも思える。

自衛隊のプラス面では自衛と災害救援・復旧であるが、グローバルな世界の安全保障では、「保護義務」の問題がある。ヘルドによれば、民族浄化、ジェノサイドが起きている場合は、「国連」が保護義務を果たすことが求められる。しかし、国連がその義務を果たせない場合には、諸列強が行動に出る十分な余地が残されていることになる⁽⁹⁹⁾。「戦争の条件」を探求している藤原一氏も、虐殺を見て見ぬふりをする態度、「沈黙の陰謀」は現代でも決して珍しくないが、『保護する責任』に基づいた人道的介入は、各国それぞれの領土、安全、国益などの個別利益ではなく、普遍的人権の尊重を中核とした、優れて普遍主義的な理念によって支えられている」とし⁽¹⁰⁰⁾、「利他的な行動」だと評価する⁽¹⁰¹⁾。「保護義務」の例としては、NATOのユーゴスラビア内戦への介入が挙げられる。国際政治では論じられる「保護義務」であるが、日本共産党でなくても自由民主党政府ですら、対応には苦慮する問題であると筆者は考える。日本はせいぜい財政的

支援に留まると推察される。

中北浩爾氏は『日本共産党』のなかで、次のように述べている。共産党は「日米同盟や自衛隊については、暫定政権で現状維持まで認めるが、それらの強化は拒否するということである。・・・共産党は現在、暫定政権が日本有事の際に自衛隊を活用するだけでなく、在日米軍に出動を要請する可能性すら否定しない。ただし・・・共産党としては日米安保条約の廃棄や自衛隊の解消を主張し続けることになる⁽¹⁰²⁾。」こうした二つの立場の使い分けについて、中北氏は疑問を提示する。中北氏は述べる。「政府と政党の二つの立場の使い分けは、決して容易ではない。それ以上に重要なのは、実際の政権運営は静態的ではあり得ないという事実である。とりわけ外交・安全保障の場合、日本を取り巻く国際情勢に左右される度合いが高く、単純な現状維持は難しい。・・・野党連合政権が日米同盟や自衛隊について現状維持までという足枷をはめられれば、中国の軍拡など変転極まりない国際情勢に対応できなくなる恐れがある⁽¹⁰³⁾。」日本を取り巻く安全保障環境の急速な悪化に、日本共産党は対応できない恐れが高いことを中北氏は懸念しているといえよう。

中国の対外政策では、以前は韜光養晦、つまり力をつけるまでは低姿勢で臨む、であったが、日本に対しては、この対外政策をすでに放棄し、アメリカに対しても放棄しつつある。中国は国家資本主義国家であるが、ファシズム国家へと移行しているように筆者にはみえる。一党独裁制のもとで、国内の市民的、政治的自由を抑圧している。対外的には戦狼外交を駆使し、南シナ海、東シナ海で拡張主義的行動を取っている。航空母艦の3隻建造も含めて、軍事力の増強を続けている。経済体制は資本主義であり、民間企業の資本家階級が支配階級である。彼らの利益享受を尊重している。そういう意味でファシズム国家の傾向性を有しているといえよう。ただし、共産党幹部という国家階級が巨万の富を得ている点が、1930年代のファシズム国家と違う点である。いずれにしても中国のファッション化により尖閣をめぐるいつ武力衝突が起きてもおかしくない状況が現れている⁽¹⁰⁴⁾。中国が軍事的冒険をしないと限らない。ヘルドは、アメリカと中国は別として、今や、現実に単独主義を目論んだりする国家などほとんど存在しない、と述べている⁽¹⁰⁵⁾。つまり、中国は単独で軍事行動ができる国であるとヘルドは見ているということであろう。日本共産党の安全保障観はかなり現実的なものへと移行しつつあるように見える。しかし、本音と建前の使い分け、二枚舌、中北氏という政府と政党の使いわけでは、この厳しい安全保障環境のなかでは野党連合政権の一翼を担えるのかどうか、疑問符がつくであろう。また逆に、共産党の安全保障観

がより現実的なものになると、安定的な野党連合政権の一翼を担えるようになるが、共産党員の共産党離れが一気に進むかもしれない。共産党員は9条の会のメンバーが多く、絶対平和主義の立場であり、共産党と共産党員の乖離が発生するかもしれない。「新しい戦前」という言葉があるが、「また来た道」を意味するのであろう。現在を「新しい戦前」と思っている人々も、共産党離れを起こすであろう。共産党にとっては、実に悩ましい問題である。共産党が現実的な安全保障観に舵を切れば切るほど、共産党員、共産党シンパの共産党離れが進んでいくのではないかと筆者には思える。共産党が一般党員をどれだけ説得できるかは不明である。

武力衝突が起こらない状態が望ましいので、そうならないようにすることが肝要である。クワッド(日米豪印)、ファイブアイズ(米英豪加、ニュージーランド)との連携、G7サミット等という多国間の枠組みで、中国を牽制し、抑止していくことが望まれる。一種のファシズム国家になった中国と対峙する以上、日本企業も、経済的リスク分散を考えておいたほうがよいであろう。

最後に民主集中制である。中北氏によれば、「共産党は分派の禁止を伴う民主集中制を維持している。つまり、党組織の外延部分については市民に開きつつも、中核部分は固く閉ざしている。・・・共産党の人事は事実上の任命制であり、党員ですら委員長選挙の直接的な投票権を持たない。・・・厳格に分派を禁止し、強力な党内統制を加えている政党は例外的である。ソ連の解体から30年余りを経てもなお、日本共産党は民主集中制の組織原則を維持している⁽¹⁰⁶⁾。」

ヘラーによれば、「ローザ・ルクセンブルクが批判した、いわゆる『民主集中制』原理は、最初から過度の集権化の原理であった⁽¹⁰⁷⁾。」民主集中制は、1921年のレーニンによる分派の組織化と活動の禁止以降、実態は集中制に傾いていき、スターリン体制下で、民主的要素が皆無の集中制だけになってしまったと筆者は考える。89年東欧革命で多くの東欧各国の共産党がこの組織原則を放棄していった⁽¹⁰⁸⁾。しかし、その後30年以上にわたって、日本共産党はこの原則を取り続けた。これは稀有なことである。民主集中制は集中制でしかないにもかかわらずである。今回、松竹氏、鈴木氏の二名の除名処分を受けて、日本共産党はこの原則に異常なほど拘泥しており、党内デモクラシーとは程遠い政党であることを露呈してしまった。党員でなくても、違和感を感じた人は多い。共産党は大企業に批判的であるが、大企業は従業員の経営権への参加を認めていない。それと同レベルであることを露呈してしまった。公党としては、先ず民主集中制の放棄が必要なのではないかと筆者は考える。党員目線、

国民目線からするとそれが確実に必要なことであろう。日本共産党の党勢の回復のためにも。

田口氏は、自由民主主義最左派のC.B. マクファースンの理論に親近感を持っているが、マクファースンは前衛党概念に批判的である。最後にマクファースンの言葉を引用する。「遍在的政党は存在してはならない・・・あるいは存在している場合には、そのような政党は終始一貫して政治的自由に非常に高い価値をおくべきである⁽¹⁰⁹⁾。」

註

- (1) 松竹伸幸『シン・日本共産党宣言』文藝春秋社、2023年。
- (2) 鈴木元『志位和夫委員長への手紙』かもがわ出版、2023年。
- (3) 松竹、前掲書、7、9頁。
- (4) 同書、71-72頁。
- (5) 同書、89頁。
- (6) 同書、90頁。
- (7) 同書、92-93頁。
- (8) 同書、96-102頁参照。
- (9) 同書、118頁。
- (10) 同書、125頁。
- (11) 同書、126-128頁。
- (12) 同書、129頁。
- (13) 同書、130頁。
- (14) 同書、130頁参照。
- (15) 同書、182頁-189頁。
- (16) 同書、192頁。
- (17) 同書、212頁。
- (18) 同書、211頁。
- (19) 鈴木、前掲書、42-46頁。
- (20) 同書、47頁。
- (21) 同書、48頁-50頁。
- (22) 同書、53-54頁。
- (23) 同書、56頁。
- (24) 同書、75-82頁。
- (25) 同書、84-85頁。
- (26) 同書、85-88頁。
- (27) 同書、90-91頁。
- (28) 同書、92-93頁。
- (29) 同書、93頁-94頁。
- (30) 同書、150-151頁。
- (31) 同書、151頁。
- (32) 同書、151-154頁。
- (33) 同書、154-155頁。

- (34) 同書、155頁。
- (35) 同書、157頁。
- (36) 同書、158頁。
- (37) 同書、158-159頁。
- (38) 同書、162-163頁。
- (39) 同書、163-164頁。
- (40) 同書、164-165頁。
- (41) 同書、165-166頁。
- (42) 同書、167頁。
- (43) 同書、185-186頁。
- (44) 同書、186-188頁。
- (45) 同書、200-201頁。
- (46) 同書、202-204頁。
- (47) 同書、207頁。
- (48) 同書、209-210頁。
- (49) 同書、211頁。
- (50) 同書、220頁、224頁参照。
- (51) 同書、225頁。
- (52) 不破哲三「科学的社会主義か『多元主義』か—田口理論の批判的研究—」『前衛』1979年1月号、11頁。
- (53) 同論文、12頁。
- (54) 同論文、13頁。
- (55) 同論文、17頁。
- (56) 同論文、17頁。
- (57) 同論文、21-22頁。
- (58) 同論文、22頁。
- (59) 同論文、22頁。
- (60) 同論文、73-74頁。
- (61) 同論文、98頁。
- (62) 田口富久治「多元的社会主義と前衛党組織論—不破哲三氏の批判に答える—」『前衛』1979年9月号、139頁。
- (63) 同論文、141頁。
- (64) 同論文、141頁。
- (65) 同論文、144頁。
- (66) 同論文、148頁。
- (67) 同論文、160頁。
- (68) 同論文、161頁。
- (69) 同論文、162頁。
- (70) 同論文、163-164頁。
- (71) 同論文、166頁。
- (72) 同論文、169頁。
- (73) 同論文、171頁。
- (74) 田口富久治『丸山眞男とマルクスのはざままで』日本経済評論社、2005年。
- (75) 同書、202頁。
- (76) 同書、206頁。
- (77) 同書、204頁。
- (78) 同書、204-205頁。
- (79) 同書、211頁。
- (80) 同書、251頁。
- (81) 同書、252頁。
- (82) 同書、253頁。
- (83) 同書、253頁。
- (84) 同書、267-268頁。
- (85) Cf. Miliband, R., *The State in Capitalist Society* (New York: Basic Books, Inc., Publishers, 1969). pp. 274-275. 田口富久治訳『現代資本主義国家論』未来社、1984年、314頁参照。
- (86) 村岡 到『前衛党組織論の模索』稲妻社、1988年、56頁。
- (87) Cf. Miliband, *op. cit.*, p. 269. 田口訳、307頁参照。
- (88) *Ibid.*, p. 266. 田口訳、303頁。
- (89) ミリバンドの現代資本主義国家論については、拙著の小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学』昭和堂、2005年、117-126頁で論じている。
- (90) Miliband, *op. cit.*, p. 270. 田口訳、308-309頁。
- (91) プーランツァス著、田口富久治・網井幸裕・山岸紘一訳『現代資本主義国家の構造』II、1981年、187-188頁。
- (92) Miliband, *op. cit.*, p. 276, 田口訳、316頁。
- (93) *Ibid.*, pp. 133, 137. 田口訳、157-158頁。ミリバンドの軍隊論については、小松、前掲書、184-189頁で詳述している。
- (94) Held, D., *Global Covenant* (Cambridge: Polity, 2004). p. 86. 中谷義和・柳原克行訳『グローバル社会民主政の展望』日本経済評論社、2005年、114頁。
- (95) *Ibid.*, *op. cit.*, p. 86. 中谷・柳原訳、114頁。
- (96) 佐藤優『日本共産党の100年』朝日新聞出版、2022年、227頁。
- (97) 同書、228頁。
- (98) 同書、229頁。
- (99) Held, *op. cit.*, pp. 148-151. 中谷・柳原訳、197-199頁。
- (100) 藤原帰一『戦争の条件』集英社、2013年、27頁。
- (101) 同書、28頁。
- (102) 中北浩爾『日本共産党—「革命」を夢見た100年—』中央公論新社、2022年、68頁。

- (103) 同書、370-371頁。
- (104) 中国がファッション化しているのかについて、違和感を持たれる方もおられるかもしれないが、次のような言及がある。「新たな『ファシズム』の到来は新たな蜂起の到来と並行する。香港蜂起は、いままでの闘争とはあきらかに違う政治を伝えるものである。」HAPAX 編『HAPAX12 香港、ファシズム』夜光社、2020年。1頁。
- (105) Held, *op. cit.*, p.85. 中谷・柳原訳、113頁。
- (106) 中北、前掲書、398頁。
- (107) A・ヘラー他著、富田武訳『欲求に対する独裁』岩波書店、1984年、161頁。
- (108) 民主集中制については、小松、前掲書、263-264頁に記載している。
- (109) Macpherson, C. B., *Democratic Theory* (Oxford: Oxford University Press, 1973). p. 153. 田口富久治監修、西尾敬義・藤本博訳『民主主義理論』青木書店、1978年、253頁。